

令和3年3月4日

亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者3社
に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者3社（以下「3社」といいます。）に対し、3社が供給するスプレーに係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1ないし別添3参照）を行いました。

1 3社の概要

番号	名称 (法人番号) 代表者	所在地	設立年月	資本金※
1	株式会社IGC (4010001114389) 代表取締役 市橋 俊華	東京都千代田区神田 田富山町9-3-3F	平成19年 2月	1億円
2	アデュ株式会社 (7010501038829) 代表取締役 高松 亜寿美	東京都千代田区西 神田2-7-11	平成27年 11月	1000万円
3	株式会社ANOTHER SKY (1010501037266) 代表取締役 杉山 剛浩	東京都新宿区新宿 一丁目8番4号	平成26年 11月	2億 5000万円

※いずれも令和3年3月現在

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

	事業者名	対象商品
1	株式会社IGC（以下「IGC」という。）	「スーパーキラーV」と称する商品（以下「本件商品①」という。）
2	アデュ株式会社（以下「アデュ」という。）	「BMV Blocker」と称する商品（以下「本件商品②」という。）
3	株式会社ANOTHER SKY（以下「ANOTHER SKY」という。）	「AIROSOL（エアロゾール）空間除菌」と称する商品（以下「本件商品③」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

a IGC

本件商品①の容器に貼付したラベル

b アデュー

本件商品②の容器に貼付したラベル及び自社ウェブサイト

c ANOTHER SKY

本件商品③の容器に貼付したラベル及び自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

a IGC

令和2年8月17日及び同年10月19日

b アデュー

(a) 本件商品②の容器に貼付したラベル

令和2年8月17日及び同年10月22日

(b) 自社ウェブサイト

令和2年8月26日から同年10月19日までの間

c ANOTHER SKY

(a) 本件商品③の容器に貼付したラベル

令和2年8月14日及び同年10月16日

(b) 自社ウェブサイト

令和2年8月21日から同年10月23日までの間

(ウ) 表示内容

a IGC (別紙1)

「ウイルス／バクテリア／カビ 強力除菌 99.9%」、「長時間の除菌力! 特殊技術で汚れた場所にも使えます!」、「成分: 亜塩素酸水」及び「使用方法 対象物から20cm程度離し、表面が濡れる程度にスプレーしてください。その後、そのまま自然乾燥させるか、しばらく置いて拭き取ってください。」と表示することにより、あたかも、本件商品①を対象物に噴霧することで、本件商品①に含有される成分の作用により、ウイルス、バクテリア及びカビを99.9パーセント除菌する効果が得られ、汚れた場所においても除菌する効果が長時間持続するかのよう示す表示をしていた。

b アデュー

(a) 本件商品②の容器に貼付したラベル (別紙2-1)

「バクテリア・カビ・ウイルス 強力除菌」、「安定型亜塩素酸水」、「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」、「製品の特長」本商品は野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。その他、空気中や器具等の抗ウイルス作用や除菌効果にも大変優れているので、インフルエンザ・多発ウイルス発生・花粉の時期など年間を通して使用して頂きたい商品です。」並びに「使用法 ・対象物より20～30cm離して噴霧してください。」と表示することにより、あたかも、本件

商品②を空間に噴霧することで、本件商品②に含有される成分の作用により、空気中における抗ウイルス作用又は除菌効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品②を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する環境下においても除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(b) 自社ウェブサイト（別紙2-2）

「こんな方におすすめ」及び「○室内の空間も除菌したい」、「BMV Blocker（クロラス酸：亜塩素酸水）」、「亜塩素酸のメリット」、「②次亜塩素酸よりも反応速度の遅い求核付加反応（酸素を与える酸化反応）瞬間的な除菌力は弱い、有機物が存在する環境下でも安定した効果を発揮し、長時間この除菌力が持続する。」及び「②従来の塩素酸化物が苦手としてきた周囲の汚れが存在している環境下でもその酸化能力がすべて消費してしまわない。」、「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」等と、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②を空間に噴霧することで、本件商品②に含有される成分の作用により、室内空間を除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品②を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する汚れた環境下においても除菌する効果が長時間持続するかのように示す表示をしていた。

c. ANOTHER SKY

(a) 本件商品③の容器に貼付したラベル（別紙3-1）

「空間除菌」、「水溶性安定型亜塩素酸水」、「長時間空気中に留まる優れた空間除菌効果」、「品名 AIROSOL（エアロゾール）空間除菌」、「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」、「製品の特長」本商品は野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。その他、空気中や器具などの抗ウイルス作用や除菌効果にも大変優れているので、インフルエンザ・多発ウイルス発生・花粉の時期など年間を通して使用して頂きたい商品です。」等と、別表2-1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③を空間に噴霧することで、本件商品③に含有される成分が長時間空気中に留まり作用することにより、空間を除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品③を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、排泄物吐物等が存在する環境下においても除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(b) 自社ウェブサイト（別紙3-2）

「空間除菌」、「安定型クロラス酸水除菌スプレー」、「クロラス酸水とは？」及び「・長時間空気中に留まる、優れた空間除菌効果」、「③『クロラス酸水』は分子レベルでの優れた空間除菌効果！ 空気中の有機物に対して長時間の除菌効果を発揮。」、「クロラス酸水の物性の特長」及び「弱い殺菌力で緩やかな反応性を持ち、安定して殺菌効果を持続することができるという特長を持つ『クロラス酸水』は、これまでの塩素酸化物系の薬剤が最も苦手としてきた、有機物が多く存在する汚れた環境

下でも“弱くゆっくりと持続的”に殺菌効果（遅効性）を発揮することが出来ます。」等と、**別表 2-2**「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③を空間に噴霧することで、本件商品③に含有される成分が長時間空気中に留まり作用することにより、室内空間を長時間除菌する効果が得られるかのように示す表示、及び本件商品③を対象物に噴霧することで、当該成分の作用により、有機物が存在する汚れた環境下においても除菌する効果が長期間持続するかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、3社に対し、それぞれ、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、3社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、それぞれ、各対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員（前記1の番号1の事業者）及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

本件商品②に係る自社ウェブサイトの表示内容

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「こんな方におすすめ」及び「○室内の空間も除菌したい」 ・「BMV Blocker (クロラス酸：亜塩素酸水)」 ・「BMV Blocker (亜塩素酸) の除菌力」及び「Bmv Blocker (亜塩素酸) の除菌力は、アルカリイオン水の備えた優れた浸透・洗浄力により、除菌しようとする対象物の表面に、油膜や有機脂質のクチクラ層、あるいは繊毛など、撥水作用により液体の接触を妨げるものがあつたとしても、確実に二酸化塩素がその表面に接触するので、優れた除菌力が作用します。」 ・「亜塩素酸のメリット」、「☑次亜塩素酸よりも反応速度の遅い求核付加反応(酸素を与える酸化反応) 瞬間的な除菌力は弱いが、有機物が存在する環境下でも安定した効果を発揮し、長時間この除菌力が持続する。」、「☑従来の塩素酸化物が苦手としてきた周囲の汚れが存在している環境下でもその酸化能力がすべて消費してしまふことがない。」及び「☑ターゲットである微生物等に対して長時間接することで菌が不活性化の状態になる。」 ・「BMV Blocker (クロラス酸：亜塩素酸水) で 除菌・消臭+抗ウィルス」 ・「院内の空間の除菌にも」との記載と共に、病室のイメージ写真及び「病院の除菌」、点滴室のイメージ写真及び「点滴室の除菌・血液等の汚染予防」、並びに内視鏡室のイメージ写真及び「内視鏡室の空間的除菌」 ・「当社BMV Blocker (クロラス酸：亜塩素酸水) であればエンベロープ及びカプシドを透過するので抗ウィルスとしての効果が期待できます。」 ・「水溶性安定型高濃度亜塩素酸水」 ・「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」

(別紙 2 - 2)

本件商品③の容器に貼付したラベルの表示内容

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・「アルコールでは対処しきれない ウイルス 細菌 カビ 強力除菌」 ・「水溶性安定型亜塩素酸水」 ・「長時間空気中に留まる優れた空間除菌効果」 ・「品名 AIROSOL（エアロゾール）空間除菌」 ・「用途」及び「排泄物吐物の処理時・動物の排泄の処理時」 ・「成分 亜塩素酸」 ・「製品の特長 本商品は野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。その他、空気中や器具などの抗ウイルス作用や除菌効果にも大変優れているので、インフルエンザ・多発ウイルス発生・花粉の時期など年間を通して使用して頂きたい商品です。」 ・「使用法 ・本製品をスプレー対象物より20～30cm離して噴霧してください。」 <p style="text-align: right;">（別紙 3 - 1）</p>

本件商品③に係る自社ウェブサイトの表示内容

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・「安定型クロラス酸水除菌スプレー」 ・「強力除菌・抗ウイルス」 ・「空間除菌 強力除菌 抗ウイルス」 ・「介護施設・Hotel・店舗等の様々な空間にご利用いただけます。」との記載と共に、会議室のイメージ写真及び「会議室の密閉スペースに」、飲食店のイメージ写真及び「飲食店等の店舗に」、並びにホテルの客室のイメージ写真及び「ホテル等の客室に」 ・「クロラス酸水とは？」、「・長時間空気中に留まる、優れた空間除菌効果」及び「・各種ウイルス除去に効果を発揮」 ・「③『クロラス酸水』は分子レベルでの優れた空間除菌効果！ 空気中の有機物に対して長時間の除菌効果を発揮。」 ・「クロラス酸水は次亜塩素酸水と比較して有機物が存在する環境下でも安定した殺菌力を発揮し、長期間の消毒効果が期待できる薬剤であると考えられている。」 ・「クロラス酸水の物性の特長」、「弱い殺菌力で緩やかな反応性を持ち、安定して殺菌効果を持続することができるという特長を持つ『クロラス酸水』は、これまでの塩素酸化物系の薬剤が最も苦手としてきた、有機物が多く存在する汚れた環境下でも“弱くゆっくりと持続的”に殺菌効果（遅効性）を発揮することが出来ます。」及び「これまで殺菌しにくく困難を要してきた耐性菌（芽胞を形成することで抵抗力が高まる耐熱性菌や抗生物質が効かなくなった薬剤耐性菌）、カビや酵母などの真菌類、さらにはウイルス類（ノンエンベローブウイルス含む）の不活化効果を実際の現場でも期待していただくことができます。」 <p style="text-align: right;">（別紙 3 - 2）</p>